九　915.9MHz以上929.7MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備。ただし、一の単位チャネル（中心周波数が916MHz以上928MHz以下の周波数にあっては、916MHzに200kHzの整数倍を加えたものであって帯域幅が200kHzのチャネルを、928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数にあっては、928.15MHzに100kHzの整数倍を加えたものであって帯域幅が100kHzのチャネルをいう。）を使用するものにあっては、指定周波数帯によることができる。	20（10^{-6}）	［同左］
［十　略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○総務省告示第二百九十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の三十四第六号の規定に基づき、九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備の送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を次のように定め、平成二十九年十月一日から施行する。

なお、平成二十三年総務省告示第五百三十二号（九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件）は、平成二十九年九月三十日限り廃止する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣　野田　聖子

一　送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げるキャリアセンスの受信時間に従い、電波を発射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

キャリアセンスの受信時間	送信時間	送信休止時間
一二八マイクロ秒以上五ミリ秒以上	○・四秒　注1	二ミリ秒　注2
四秒		五〇ミリ秒　注3

注1　一時間当たりの送信時間の総和は三六〇秒以下であること。ただし、他の無線設備からの要求（送信する無線チャネルについて、キャリアセンスを行ったものに限る。）の受信を完了した後二ミリ秒以内に送信を開始し、かつ、要求の受信を完了した後五ミリ秒以内（一の単位チャネルを使用する場合は五〇ミリ秒以内）に送信を完了する応答（以下「確認応答」という。）にかかる時間は、一時間当たりの送信時間の総和に含めることを要しない。

2　送信時間が六ミリ秒以下の場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができる。

3　最初に電波を発射してから四秒以内に再送信（当該時間内に停止する再送信であって、当該再送信に先立つキャリアセンスの受信時間が一二八マイクロ秒以上のものに限る。）を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができる。

二　キャリアセンスは、次に掲げる技術的条件に適合するものであること。ただし、確認応答を行おうとする場合は、キャリアセンスを要しない。

1　受信入力電力の値が給電線入力点において（一）八〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以上である場合には、電波の発射を行わないものであること。

2　受信帯域幅は、電波を発射しようとする無線チャネルの幅であること。

○総務省告示第二百九十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第五号及び第六号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十七号（デジタルコードレス電話の無線局及びＰＨＳの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途並びにＰＨＳの陸上移動局が使用できない電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

九　915.9MHz以上929.7MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	［同左］
［十　同左］	